

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月18日
【事業年度】	第111期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	富士フィルムホールディングス株式会社 （旧会社名 富士写真フィルム株式会社）
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation （旧英訳名 Fuji Photo Film Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古森 重隆
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	03(6271)1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部 副部長 河村 利光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番3号
【電話番号】	03(6271)1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部 副部長 河村 利光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

（注）平成18年10月1日から会社名、英訳名及び本店の所在の場所を上記のとおり変更しております。

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第111期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(5) <略>

(訂正前)

(6)、(7)、(8)、(9) なし

(訂正後)

#### (6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、当該選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### (7) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

#### (8) 定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

##### ① 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるとしております。

##### ② 損害賠償責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとしております。

##### ③ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができるとしております。

#### (9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営のために、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。